

（理事者答弁の正式版は後日帯広市ホームページに掲載されます）

重点調査項目	住まいに関する調査
発言項目	市営住宅の入居募集方法の見直しについて
	<p>（発言主旨）単身者用公営住宅が不足し、高い応募率が続く現状を緩和するためにこれまで一定の対策を行ってきた。その結果を質し、さらなる取組みの強化を要請した。</p>
Q	単身者用住宅の高倍率を緩和するために募集要項を見直し、昨年9月から対策がおこなわれている。あらためて変更点について伺う。
A	応募倍率の緩和と空き部屋の解消をはかるため、定期募集で応募がなかった2人世帯以上用の住宅について、次回の募集では、単身者も入居できるよう入居要件を緩和した。
Q	入居要件緩和した後の単身者応募倍率等の状況と分析を伺う。
A	要件を緩和した募集はこれまで9月と1月の2回行われており、計57名の単身者の応募があった。元々の単身者向け住宅は4戸であったが、要件を緩和した事で単身者が応募できる住宅は12戸増え、16戸となった。その結果、応募者数を募集戸数で割った倍率は14.3倍から3.6倍まで緩和されている。
A	倍率は緩和されているが、実際に単身者が入居した住宅は緩和した12戸のうち4戸であり、3戸は2人世帯の入居、5戸は応募がなかったという結果になっている。
Q	依然、高齢単身者のニーズは満たされていない。今後さらに募集要件・募集方法を見直すべきと思うがどうか。
A	募集要件の見直しについては、今回の2人世帯以上用住宅以外の複数世帯用住宅についても、応募がなかった住宅について再募集時に同様の要件緩和を考えている。また、募集方法の見直しについては、再募集しても応募のなかった住宅について、速やかに、住宅を提供できるよう考えたい。

重点調査項目	学校教育に関する調査について
発言項目	小中一貫教育推進基本方針案について
	<p>（発言主旨）小中一貫教育について成果がある一方、課題もある。環境整備が整わない中での実施は子どもや教職員に多大な負担を課することから学校やエリアの実情に応じて段階的に取組むよう質した。また、義務教育学校の導入を小規模化の影響を緩和する取組みとしてあらためて示したことについて、学校統廃合につながることへの危惧を表明し、拙速に進めることがないことを確認した。</p>

(質疑応答)

Q エリア・ファミリー構想を基盤として行われる「STEP2」の小中一貫教育について次年度以降の取組みを伺う。

A 「STEP2」では、エリアごとに小中一貫教育を推進するための組織を設置した上で、小中学校間で目指す子ども像の共有や教育課程の共有をはじめ、小中学校合同研修会など小中学校間の児童生徒、教員の交流、地域と連携した教育活動の展開などの取組みを進めることとしている。

Q パブコメでも教職員の過度の負担が指摘されている。認識を伺う。

A 文部科学省の実態調査によれば、打ち合わせや研修時間の確保、教職員の負担感・多忙感の解消などの課題が報告されているところ。一時的に業務量が一定程度増加することが想定されるほか、教員が取組みに戸惑ったり、慣れるまで時間がかかることも想定される。

Q 負担感が大きい事業として乗入れ授業がある。帯広市の現状はどうか。当面市教委が行うべきは、乗り入れ授業実施のための教員の兼務発令と、兼務発令教員の代替教員の配置と思うがどうか。

A 中学校教諭の小学校への乗り入れ授業については、担当する教諭の中学校での指導時数などを考慮し、過度に負担がかからない範囲で実施しようとするもの。また、授業については、これまでもエリア・ファミリーで行ってきたように、小学校の担任と中学校の教諭が共同で行うことを想定しており、兼務発令は必要ないものと考えている。なお、兼務発令は、市教委の内申を受けて、道教委が発令の可否を判断するものである。

Q 大阪府高槻市では連携型小中一貫教育の調査研究において「小1プロブレム」ならぬ「小6プロブレム」とも言うべき負の側面が見られ、これを理由とした新たな不登校があったとされている。市教委の認識を伺う。

A 市内では「小6プロブレム」の実態は確認できないが、教職員のきめ細やかな指導はもとより、相談員やカウンセラーとの連携を密にしながら、寄り添った指導に努めて参りたいと考えているところ。

A 新しい枠組みにおいては、一人一人の児童生徒の思いに寄り添いながら、より多くの教職員スタッフ等がチームとなってきめ細やかな指導に当たることが前提とされていることから、こうしたことが生じないように組織的な取組と連携を重視していくことが必要であると認識している。

Q 小中一貫教育の推進について、市教委は学校やエリアの実情に応じて段階的に取組むとしており、年度ごとに実施数や学校名をあげるなどの目標や成果指標等を決めることにはならないと思うがどうか。

- A 本市の小中一貫教育は、これまでのエリア・ファミリー構想による取り組みから、今後、段階的に取り組む内容まですべてを本市が目指す小中一貫教育と捉え展開していくもの。
- A 市全体の小中一貫教育の取り組みや進捗状況等について評価し、改善方策等について検討する推進組織を設けることとしているが、具体的な内容については、今後、組織の中で検討していく。
- Q 義務教育学校の導入は学校統合につながり、批判のあるところだが、市教委の見解を伺う。
- A 「小中一貫教育推進基本方針」では、小中一貫教育制度の導入については、通学区域の不一致等の課題があることから、各エリアにおける小中一貫教育の取り組みの充実が図られた後に検討するとしている。
- A 一方、「適正規模の確保等に関する基本方針」では、通学区域の見直し、及び、学校統合の取り組みによる学校小規模化の解消が困難な場合は、これを緩和するため、小中一貫教育の検討を行うとしており、制度（義務教育学校）を含むことからこれまでの適正規模確保の方針に変わりはない。

【重点調査項目における全委員発言項目】

- ① 道路・河川及び橋りょうに関する調査について
 - ・道路雨水枡の整備について
- ② 住まいに関する調査について
 - ・改正住宅セーフティネット法と住宅登録状況について
 - ・木造住宅の耐震化について
 - ・単身高齢者の公営住宅入居の基準緩和について
- ③ 公園緑地の整備について（通告質問）
 - ・リバーサイドゴルフ場の跡地利用について
 - ・緑の基本計画について
- ④ 上下水道の維持管理に関する調査について
 - ・上下水道事業一元化の実施について
- ⑤ 学校教育に関する調査について
 - ・学校給食費の改定について
 - ・学校施設の管理について（清川中の灯油漏れ事故）
 - ・通学路の安全確保について
 - ・小中学校のスケート指導とリンク造成について
 - ・野田市小4 女児虐待死事件について（檜山）
 - ・小中一貫教育推進基本方針案について（檜山）
 - ・大空中学校適正規模の確保等に関する実施計画案について（檜山）